官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学九八）　一
○航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁二三）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達関係　四五
地方公共団体
所有不明の古物商、教育職員免許状失効関係　四五
会社その他
会社決算公告　四六

その他告示

○文部科学省告示第九十八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年七月六日

文部科学大臣　松本　洋平